# (様式第1号)

# 平成28年度 第2回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会 会議録

日 時	平成28年7月20日(水) 10:00~12:00		
場所	芦屋市役所 北館 4 階 教育委員会室		
出 席 者	委員長 寺見 陽子		
	副委員長 麻木 邦子		
	委 員 福井 亜希子		
	委 員 安里 知陽		
	欠席委員 大方 美香		
	事務局		
	こども・健康部長	三井	幸裕
	こども・健康部子育て推進課長	伊藤	浩一
	こども・健康部主幹	和泉	みどり
	こども・健康部主幹、学校教育部主幹	中塚	景子
	こども・健康部子育て推進課施設整備係長	田中	孝之
	こども・健康部子育て推進課主事	髙松	靖子
	こども・健康部子育て推進課主事補	宮本	朗
事務局	こども・健康部子育て推進課		
会議の公開	公開		
傍 聴 者 数	2人		

## 1 会議次第

## <開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2)会議運営上の説明

## <議題>

- (1) 旧市立浜風幼稚園敷地における認定こども園について
- (2) その他連絡事項

## <閉会>

閉会の挨拶

# 2 提出資料

- 資料1-1 旧市立浜風幼稚園敷地における幼保連携型認定こども園設置運営事業者辞退 に関する説明会
- 資料1-2 説明会での新たな施設整備に関する主な意見
- 資料1-3 項目別審査結果
- 資料1-4 旧市立浜風幼稚園敷地における幼保連携型認定こども園設置運営事業者の再募集概要(案)

- 資料1-5 旧市立浜風幼稚園敷地における幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定 基準(案)
- 資料1-6 公募物件の位置等

#### 3 審議経過

#### <開会>

(1) 開会の挨拶

【事務局から開会の挨拶】

(2)会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

#### <議事>

- (1) 旧市立浜風幼稚園敷地における認定こども園について
- (事務局和泉) 議題1の説明につきましては、資料1-1及び資料1-2に基づいた説明会の報告事項に関することと、資料1-3以後の新たな事業者の選び方に関することで分割して、説明をさせていただきます。

それでは、まず、説明会の報告事項です。資料1-1をご覧ください。設置運営事業者の社会福祉法人夢工房より、平成28年6月24日付けで辞退届の提出があり、市はこれを受理、承認いたしましたので、辞退に至った経過、今後の予定等につきまして先日7月5日(火)と6日(水)に説明会を行いました。こちらはその際の配布資料です。

これまで選定委員の皆さまには、大変お忙しい中、選定基準の決定等、事業者 の選定につきましてご尽力をいただきましたが、このような結果となり、再度お 手数をおかけすることとなりまして、大変申し訳ございません。

さて、平成28年6月9日(木)の朝刊で、「同法人で運営費約3千万円が不 正流用された疑いがある。姫路市内の保育園等で理事長の親族の架空勤務や親族 の自宅の家具や電気製品を運営費で購入した疑いがある。」旨の新聞報道があり ました。

この度の「不正経理疑惑」は、姫路市の定期監査、姫路市・兵庫県の特別監査 により「不正経理の疑いがある」ため、法人を監督する兵庫県が、法人に対して 「第三者委員会を設置して調査するよう法人を指導した。」ものです。

この報道を受け、9日(木)に法人代表者である理事長を来庁させ、強く法人の姿勢を正しました。

今回のことは市民の信頼を裏切る行為でありますが、第三者委員会の結果を待つと大幅に工事が遅れ、平成29年4月の開園はできなくなることから、認定こども園建設工事を中断することなく進めて行きたいということと、市が同法人に対して交付した公金が適正に処理されているかについて市独自の監査を行う、ということが9日(木)の新聞報道を受けた時点での市の考え方でございました。

その上で、新聞報道以降、平成29年4月に浜風町の認定こども園が新設認可を受けることができるのかどうかということを協議のポイントとして、監督・認可を行う兵庫県や同法人とも断続的に協議を行って参りましたが、6月24日(金)付けで、同法人より幼保連携型認定こども園設置運営事業者について辞退の申し出があり、同日受理いたしました。

辞退の申し出を受けるにあたり、改めて同法人に対して、2頁の中段に記載の事項を強く要望し確約させました。項番1として、法人が運営する市内3か所の認可保育所については、保護者からも信頼を得ていると評価しているが、今回の新聞報道は著しく市民・保護者からの信頼を損なうものであり到底許されるものではない。項番2として、第三者委員会の調査については積極的に協力し、調査の結果、また、その後の監督庁の決定には真摯に向き合い、改めるべきことは改め、保護者の信頼回復に努めること。特に、(1)市内3か所の認可保育所の運営については、現在の子どもたちに寄り添い、保護者からも信頼される保育所運営を今まで以上に誠意をもって引き続き運営すること。(2)浜風夢保育園については、認定こども園が開園するまでは責任を持って運営を継続すること。(3)市内3か所の保育園については、市から補助している補助金に関する市独自の監査を行う、という3点について強く要望いたしました。

今後の予定としまして、平成29年4月の開園を心待ちにされている住民の方、 保護者の方がおられるのは重々承知しておりますが、現時点では、平成29年4 月開園は非常に難しいため、平成30年4月の開園を目指して準備を進めて参り ます。

説明会での説明内容は以上のとおりでございまして、その際に多くのご意見を 頂戴いたしました。詳細についてはホームページに議事録を掲載しておりますの で、そちらをご確認いただければと思いますが、その中で出された施設整備に関 する主な意見を報告させていただきます。

資料1-2をご覧ください。こちらは、表形式の資料にしております。頂戴したご意見は大別するとNo.1から5までの5種類です。一つ目は「平成29年4月開園に取り組んでほしい。」というご意見でして、①から③までの主なご意見を記載しております。ご意見としましては、公立の認定こども園を来年4月までに整備できないかというご意見、公立の認定こども園が無理なのであれば、建物の建設は市が進めておいて、その間に運営事業者を決定し、運営はその事業者に移管できないかというご意見、夢工房の建設プランを引き継げる事業者を選び来年4月に開園を間に合わせられないかというご意見です。公立での設置・運営については、国から直接補助金が出ないので、市の限られた財源の有効活用を考え、公立という選択肢は考えておりません。また、夢工房の建設プランを引き継ぐというご意見に関しては、その建設プランそのものが完成もしておらず、来年4月を待ち望むお声は重々理解していますが、大変残念ではございますができないという結論に至っています。

次に、二つ目は「年度内開園を含めた平成29年度入園希望者への対策を講じ

てほしい。」というご意見でして、来年度当初の開園が無理なのであれば、年度途中からでも子どもの行き場を確保してほしいというものです。これに関する主なご意見を①から⑤までに記載しておりますが、来年4月に開園するということを見込んで生活設計されていた方がいるということを理解して何らかの対策を求めるご意見、新たな施設がすぐにはできないのであれば、既存保育施設の定員増員を求める声や、定員はそのままでも定員を超える円滑化について、公立で現状より増やすことで今より子どもを受入れできるようにしてほしいというご意見、1号認定子どもの受入れとして公立幼稚園を活用してほしいというご意見でした。現状の保育施設の受入れ状況がいっぱいの状況であることから、定員増員や円滑化でのさらなる受入れ等は難しいという回答をしております。

三つ目は「きちんとした法人を選んでほしい。」というご意見でして、再度公募しても応募があるのかというご意見、前回2法人しか応募がなかったことから、次もそれぐらいしか応募がないのではないかというご意見、このようなことが繰り返されないかというご心配、次の事業者に求めるものについてのご意見でした。これまでも、たくさんの事業者が来られるよう周知活動には力を注いで参りましたが、今回の経過を踏まえ、より一層周知活動を行って参りたい所存でございます。

四つ目は、南芦屋浜の公募開始にあたり、前回の選定委員会でご審議いただいた事項でございますが、市民の方からは「二次審査(実地調査)を行ってほしい。」というご意見を頂戴いたしました。

五つ目は、潮見圏域だけではなく、入所待ち児童が多い他圏域においても施設整備を求めるご意見で、「山手圏域と精道圏域でも認定こども園の整備をしてほしい。新しい施設が建たないのが残念だ。」というものです。

説明会の報告事項について、事務局からは以上です。

(委員長) ただ今の説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見はございますか。 説明会で出たご意見は、ごもっともだと思います。皆さんから色々な意見を 出していただいたのだと嬉しく思って聞かせていただきました。

#### 【意見、質問なし】

- (委員長) 特にご意見、ご質問がないようですので、次の資料に移りたいと思います。 では、事務局から資料1-3以後の説明をお願いします。
- (事務局田中) それでは、新たな事業者の選び方について説明をさせていただきます。

まずは、資料1-3をご覧ください。こちらの資料は、昨年度に夢工房が選定された際の選定結果でございます。右上に米印で記載していますとおり、ホームページの掲載資料です。ご覧のとおり応募は2法人からございましたので、選定されなかったもう一方の法人、法人名は非公開という扱いをしておりますことから、この場では資料のとおりA法人と呼びますが、各項目5割以上かつ総合計7割以上の選定水準をクリアしているA法人を新たな事業者として選定

するという手法が、もっとも早い方法かと考えます。しかしながら、相手方の 意向もありますし、昨年度の募集条件と今年度の募集条件が全く同じというこ とではございませんので、それらをお受けいただけるかどうかも分かりません。 ここにはA法人との協議ということが発生いたしますが、公募の準備は進めな がら、並行して、A法人と協議を行いたいと考えております。こちらの資料は 昨年度の結果ですので、これについて議論いただくものではございません。

次に、再募集の概要について説明をさせていただきます。資料1-4をご覧ください。資料は資料名のとおり概要です。それから、説明につきましては、今回の募集における特徴的な事項の朱書き・下線表示の部分を中心に進めさせていただきます。

1頁の項番1「募集する場所」と項番2「開園年月日」ですが、旧市立浜風 幼稚園敷地で平成30年4月1日開園を目指すものです。

項番3「土地・建物等の条件」ですが、(1)では、土地は前回同様開園準備期間と開園後10年間は無償貸付けとしています。(2)では、樹木については残すことを条件としています。

項番4「応募資格」では、これまでの公募と同様3年以上幼稚園・保育所・ 認定こども園を運営していた実績のある学校法人か社会福祉法人としています。 項番5「欠格事項」と、2頁の項番6「失格事項」については、このような 事態に至った経緯を振り返りましたが、この部分の定義の仕方において見直し

事態に至った経緯を振り返りましたが、この部分の定義の任力において見直し が必要なものではないと判断いたしましたので、これまでと変更はしておりません。

3頁をご覧ください。こちらは応募において遵守いただく諸条件ですが、項番2「利用定員に関すること」では、(1)として定員は200人と指定します。昨年の公募では150人から200人という条件の中で、選定された夢工房が200人というプランで進んできましたので、これを減少させるというのは、これまで認定こども園の開園を心待ちにされていた方のことを考慮するとよろしくないと考えたためです。(2)については、これまでの住民説明等の中で何度か1号認定子どもの定員が少ないというご意見を頂戴しておりましたので、夢工房のプランが各20人ということを踏まえ、20人以上の設定を求めるものです。(3)については、現在浜風小学校の校舎をお借りして運営している浜風夢保育園は、この認定こども園が開園する時に閉園し、子どもは転園いただくこととなりますのでその分の受入れを可能とするよう求めるものです。(6)は、教育委員会からの要請を受けている条件でございます。

項番4「園運営・事業内容に関すること」については、4頁をご覧ください。 (8) も、教育委員会からの要請を受けている条件です。それから、(9) は、 先程も利用定員の件で申し上げました浜風夢保育園の子どもの受入れですが、 先生や保育場所が異なることになりますので、子どもや保護者に配慮した円滑 な引継ぎを行うよう求めるものです。浜風夢保育園と公募物件の位置関係をご 確認いただくために、当日配布資料をご準備させていただきました。資料16をご覧ください。ご覧のとおり浜風小学校の校舎の一部を使用している浜風 夢保育園が、公募物件に認定こども園が開園することで閉園になり、認定こど も園に移行いただくという整備計画になっております。

資料1-4の7頁をご覧ください。公募のスケジュールについては、9月1日公募開始を予定しておりますが、A法人との協議の兼ね合いもあり、場合によっては9月15日ということも想定をしております。それから、今回は募集期間を2か月ではなく、6週間とし、できるだけ早く事業者の選定に至りたいと考えております。ですので、9月1日に公募開始した場合は選定委員会を11月中に、もし9月15日に公募を開始した場合は12月上旬にずれ込むかもしれませんが、その辺りで選定委員会を開催し、事業者の選定をしていただくことになると思いますので、また日程調整などご協力をどうぞよろしくお願いいたします。スケジュール面での大きな特徴は、現在公募地は更地となっており、事業者が決定次第開園準備のために供することができますので、事業者決定後速やかに土地の貸付契約を締結したいと考えております。

9頁をご覧ください。こちらで選定方法を記載しておりますが、南芦屋浜の 公募案件と比較し、選定方法に大きく変更はございません。ただ1点のみ10 頁に特徴的な事項を追加しております。先程から何度か浜風夢保育園のお子さ んを受入れるという事を申し上げておりますが、その観点での審査・評価内容 等を追記いたしました。

ここまでが、募集概要についてです。

続きまして、事業者選定基準(案)を説明いたしますので、資料1-5をご覧ください。こちらの選定基準について、南芦屋浜の公募案件の選定基準と比較して、このような事態に至った経緯を踏まえて違いをつけるかどうか事務局内部でも検討いたしましたが、選定の仕方、着眼点、配点といった部分で大きな問題があった訳ではないと判断し、加えて、前回の選定委員会でのご審議も踏まえ、大きな変更はしておりません。ただし、前回の選定委員会で頂戴した意見で反映できる部分については対応しております。また、先程も申し上げましたが、3頁の下の(6)「その他の提案」に関する部分に記載のある浜風夢保育園の子どもの受入れについては、着眼点も含め今回の選定においては採点項目に追加させていただくものとしております。

それから、公募を行うかどうかはA法人との協議において、本日のご審議いただいた条件に対応いただけることが前提となります。先方のご意向もお聞きしつつ、公募実施の判断は委員長に相談しながら進めさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、公募の際の応募書類につきましては、本日ご審議いただい た選考基準と整合をとりながら応募書類の見直しを図ることに加え、募集要項を 遵守する旨の誓約書を追加するなどの工夫はしたいと考えております。この他、 本日の事務局案には調整中の部分も含みますので公募の開始までの間に精査し て参ります。 新たな事業者の選び方について、事務局からの説明は以上です。

(委員長) 説明をいただきまして、今回の選考ではいくつかこちらから希望する条件を示しています。樹木を残すこととか、定員を200人にするとか、1号認定の子どもを20人以上にする、2号認定は浜風夢保育園の子どもを受入れる、4、5歳児は複数学級で運営すること、浜風の名前を残すことや円滑な浜風夢保育園との引継ぎを行うことと示していますが、その他に委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いします。

選定基準についても、いかがでしょうか。

- (福井委員) 説明会で二次審査を行ってほしいと意見が出ていたのですが、やはり二次審査は行わないのですか。
- (事務局田中) 二次審査につきましては、前回の選定委員会でもご審議いただいて、事務局 から説明させていただきました。

昨年は二次審査をしましたが、今回も募集の条件としまして、幼稚園、保育所、認定こども園のいずれかにおいて3年運営実績のある法人としております。幼稚園は3、4、5歳の受入れ、保育所や認定こども園は0歳から5歳の保育を運営していることや、また給食についても、幼稚園は基本的にはお弁当で給食施設がない可能性がありますが、保育所、認定こども園は自園調理をしているという観点で、ベースが異なる法人が二次審査に残る可能性があるので、見に行く時の基準は揃えた方がいいのではないかと考えました。昨年度は、社会福祉法人2法人しか応募がなく、施設もよく似ていたため、選定において大きな問題はありませんでしたが、今回の南芦屋浜の公募においても、地域の制限をかけずにたくさんの事業者がきてほしいという想いから、幼稚園を含め保育所、認定こども園の3年の運営実績があることを条件とし、かつ、その中からより良い法人を選びたいと考えました。そのような観点において、南芦屋浜と同じように二次審査はせずに、募集条件も変えないということを提案させていただきました。

(副委員長) 前回は、夢工房とA法人へ二次審査に伺いました。一次審査の時は、夢工房 の方が点数が高かったのですが、二次審査では逆にA法人の点数が高くなりま した。

> それは、夢工房の法人事務所を見学させていただき、法人事務所内部の環境 等も二次評価をする上での採点要素の一つに挙げられたと思います。

> 保育所を運営しているとか、幼稚園を運営しているとか、運営している施設の形態は異なるかもしれませんが、法人の方針や考え方については、一次審査のヒアリングだけでなく、二次審査を行うことによって、目で確認することもできました。

(事務局和泉) 個々具体的に一次審査,二次審査で逆転ということがありましたが,総合的 な判断というところで,次の認定こども園を作っていただく提案ということも 大事な選定部分となっておりますので,そこを含めて検討させていただきました。

二次審査の重要性も分かりますが、多くの法人が来られた時に差が出るような 選定につながるのは事務局としてもどうかということもありまして、このような 提案をさせていただきました。

(安里委員) A法人が承諾してくださった場合, もう一度, 公募も行うということですか。

(事務局田中) 公募の準備は進めておきながら、行わないかもしれません。結論から言うと、 公募をするかしないかは、A法人との協議結果によります。

基本的に公募は9月1日もしくは15日にずれるかもしれませんが、そこを見据えながら、事務を進めていきます。そうしながら、市が求める条件をA法人に提示して、A法人ができるということになれば、A法人に決定させていただき、公募はいたしません。しかし、A法人との協議が様々な事情により双方で合意できなかった場合は、9月1日か15日に公募を開始したいと思います。

(安里委員) 説明会の時には公募の話というのはあったのですか。

- (事務局田中) 説明会において、次の事業者をいつ選定するのかという具体的な話はしておりません。9月1日、15日を目指してということは、この場が初めての発信となります。説明会では平成29年4月を見据えて生活設計をされているとか、平成29年4月が無理でも年度中に受皿を確保してほしいなど、早く施設整備を求める声はありましたが、具体的な次の公募の発信は今回が初めてです。
- (委員長) 評価基準ですが、網羅されていて問題はありませんが、今までこの基準案は 応募される方に公表されたのですか。
- (事務局田中) 応募事業者への公表につきましては、資料1-4の9頁と10頁にあるように主な着眼点、配点を除いて募集要項に記載しています。それから、本日の選定委員会は公開となっておりますので、ホームページにこちらの資料を掲載し、公開させていただきます。
- (委員長) 応募してこられた方には応募書類を作るにあたっての細かな記載事項は別途 渡しているのですか。
- (事務局田中) 応募書類と一緒に留意事項として、自由記載欄にこのような内容を記載して くださいということを示しながら、今の南芦屋浜の公募案件では「こういう点 を注意してください。」とか、「こういう点を提案してください。」といった留意 点をA4両面1枚にして掲載させていただいています。
- (委員長) 気になったのは、何でもマニュアル化されているので、特に教育・保育理念の示した計画が書類として絶対出てくると思いますが、その他運営に関する、例えば、人材育成に関しての人材育成プラン表であるとか、職員配置はもちろんのこと危機管理体制の組織表だとか、避難経路だとかそれに関連して配慮を要する子どもに対する事柄等、色々ありますが、募集要綱には「審査・評価内容」として大まかな項目しかありません。そういう事柄に対して、「こうしてほしい。」という指示は出されていないのですね。例えば、マニュアルを園が持たなければならないわけではありませんので、努力義務だと思うのですが、この中に感染症が入っていません。今現在注目されている事柄についても評価に加えていただきたいのと、事業者に「こういう視点の事柄の書類が必要です。」と

指示をされるのかどうかをお聞きしたいです。

- (事務局田中) 配慮を要する子どもの部分につきまして、様式9関連のところで「アレルギー対応についてのマニュアル等がある場合は提出してください。」という話はしているのと、衛生管理につきましても、「マニュアル等がある場合はその他の項目で提出してください。」とお願いしています。実際の書き方ですが、記載要領の中で「こういうことを書いてください。」と記載しており、マニュアルを必ず整備することまでは求めていません。避難経路についても提出書類の中で、どのような避難経路か示してくださいとお願いしています。
- (委員長) マニュアルを入れてほしいわけではなく、苦情処理についても、「苦情処理に対応します。」だけでは具体性がないので、苦情処理に対して園がどう対応しているのか、文字化されているのか、必ずしもマニュアルになっていなくても文字化されているかどうかチェックは必要ではないかと思います。ある程度キーワードだけでも挙げられたらどうかと思います。強制ではないので、感染症、虐待、外国籍の子ども、家庭支援、苦情処理等みたいなことを入れるのはどうかと思いました。
- (事務局三井) 提出する,提出しないも含めて,法人の力量を見る指標になるのではないかと思います。本来ならこのようなことも事前に出したくありませんが,昨年,事後公表を行い,今回も委員会を公開で行っていますので,調べている事業者は見ておられると思います。

この場で論議することは大事なことですが、提出するにあたり、具体的に市が ここに着目しているとなると、最近はインターネットで様々な情報を入手できま すので、質問して答えられなかったら分かるのですが、法人は自分で精査された ものでなくても、簡単に付けることも可能です。ですので、提出する、提出しな いも含めて見たほうがいいと考えております。

(委員長) その通りだと思います。ただ最近いろいろ見ていると、「逆にこれを出しなさい。」として、中身を精査した方がいいのではないかとも思います。このようなことが一般化してきているので、これを記載することで、「このようなものも必要なのだ。」ということを事業者が意識されて、整備されたものを持ってくる、というのもありかと思います。

その方が質も上がるのではないでしょうか。ないから不可という訳ではなく、そういうことはやるべきことだという認識になりつつあるので、なければ話になりませんが、出していただくことを前提にして、中身を評価の対象にすることも一つの考え方かと思います。出していただいて、どこまで整備できるのかというところにレベルアップしてもいいのではないでしょうか。

第三者評価と同じで、合否にかかわらず、こういうことを受けることで、こういうところを整備しないといけないという意識を法人に高めていただく機会にするということも大事なことかと思います。

これは審査の問題ではなく社会的啓発の問題になるかと思いますが。 乳児を受け入れると必要ですから、感染症は入れていただきたいです。

- (事務局三井) 主な着眼点というところは事前に事業者に渡していませんが、今の感染症であれば、最初に配られたものには記載されていませんが、この内容は公開されますので今回のやり取りを通して事業者に知ってもらうことができます。
- (委員長) この会議が公開される、記録が公開されることで事業者によく読んでくださ いということでもいいですね。
- (事務局三井) この会議の議事録を見ていただくことで、芦屋市はこの着眼点で見ているのだということをあらかじめ事業者が理解し、お互い分かったうえで突き詰めていくことが可能だと思います。
- (事務局田中) 補足ですが、衛生管理、感染症については、応募書類に記載していただく欄があります。

資料1-5の2頁の上から二つ目の様式7関連の右に着眼点がありますが、 そこに安全対策を見ますということを公表させていただいていますし、南芦屋 浜地区の公募で行っていますが、応募書類の留意事項にも「健康管理、衛生管 理、感染症等への対策としてどのように取り組むか具体的に提案してくださ い。」と記載しておりますので、そこは見ますという発信はしていますが、マニ ュアルを付けてくださいと踏み込んだことまでは書いていません。しかし、選 定委員の皆様が審査できるような環境は整えさせていただいております。

(委員長) わかりました。これで大丈夫です。出せばいいのかという問題もありますので、マニュアルを出すということは私も半信半疑です。

では、この議事録を公表していただいて、応募される方には意識を持っていただくという結論にさせていただきます。

(事務局三井) 南芦屋浜地区の公募も本日が事前登録の締切日となっておりまして,こちらとも同時進行で進めています。地元説明会でも平成30年4月開園を目指すと発表しておりますので,公募の時期をずらすことは難しいと思います。ですので,9月1日号,15日号の広報を区切りとし,それまでにA法人と話をしていこうと思います。よろしいでしょうか。

### 【異議なし】

(委員長) 皆様からご意見は出たようですので、事務局より連絡事項をお願いします。

### 【事務局から連絡事項】

(委員長) それでは最後にもう一つ、公募実施の判断について今後様々なことがあった 時に再度そのためだけに選定委員会を開催するのではなく、委員長と事務局との 相談をしながら進めさせていただくということについて、よろしいですか。

## 【異議なし】

(委員長) これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。